

(証券コード：3481)

2019年4月26日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
(2019年5月7日以降の本店所在地)
東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
三菱地所物流リート投資法人
執行役員 坂 川 正 樹

第4回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第4回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、後記投資主総会参考書類をご検討下さいまして、お手数ながら同封の議決権行使書面に賛否をご表示いただき、2019年5月16日(木曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」の規定を定めております。

従いまして、本投資主総会に当日ご出席いただかず、かつ議決権行使書面による議決権の行使をいただけない投資主様につきましては、本投資主総会の各議案に賛成したものとみなされ、投資主様の議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入されますので、ご留意願います。

＜本投資法人現行規約抜粋＞

第14条 (みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬 具

記

1. 日 時：2019年5月17日(金曜日)午前10時
(なお、受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。)
2. 場 所：東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階 602
(末尾の投資主総会会場のご案内図をご参照下さい。)

3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員2名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

- ◎本投資主総会に当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社である三菱地所投資顧問株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。
- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する場合の周知方法
投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人ウェブサイト (<https://mel-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承下さい。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有するほかの投資主の方1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第91条但書きに基づく投資主総会の招集手続における公告の省略を可能とするための規定である現行規約第9条第1項に定める一定の日について変更するものです（現行規約第9条関係）。
- (2) 第1営業期間に関する記述につき、今後不要であるため削除するものです（現行規約第34条関係）。
- (3) 法令番号を除き、和暦表示を西暦表示に変更するものです（現行規約第9条及び第37条関係）。
- (4) 資産運用会社に対する資産運用報酬の額と投資主利益との連動性を高めることを目的として、当該営業期間の直前の営業期間1ヶ月目の最終営業日から当該営業期間1ヶ月目の最終営業日までの間の本投資法人の投資口に係るパフォーマンス（配当込み）と東証REIT指数（配当込み）に係るパフォーマンスを比較し、そのパフォーマンスの差異（本投資法人の投資口の東証REIT指数比パフォーマンス）に連動して、一定の範囲で資産運用報酬Ⅲの額を増減させる旨の規定を追加するものです（現行規約第37条関係）。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 規 約	変 更 案
第3章 投資主総会 第9条（招集及び開催） 1. 投資主総会は、<u>平成29年</u>4月28日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の4月28日及びその日以後遅滞なく招集する。 2. 乃至5. (省略) 第7章 資産運用の対象及び方針 第34条（決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月31日まで及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>但し、本投資法人の第1営業期間は、本投資法人成立の日から平成29年2月28日までとする。</u> 第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準） 1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算法は、次のとおりとする。 (1) 資産運用報酬Ⅰ (省略) (2) 資産運用報酬Ⅱ (省略)	第3章 投資主総会 第9条（招集及び開催） 1. 投資主総会は、<u>2021年</u>4月28日及びその日以後、遅滞なく招集され、以降、隔年毎の4月28日及びその日以後遅滞なく招集する。 2. 乃至5. (現行のとおり) 第7章 資産運用の対象及び方針 第34条（決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年3月1日から8月31日まで及び9月1日から翌年2月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。 第37条（資産運用会社に対する資産運用報酬の支払いに関する基準） 1. 本投資法人が運用資産の運用を委託する資産運用会社（以下「資産運用会社」という。）に支払う報酬の計算法は、次のとおりとする。 (1) 資産運用報酬Ⅰ (現行のとおり) (2) 資産運用報酬Ⅱ (現行のとおり)

現 行 規 約	変 更 案
(3) 資産運用報酬Ⅲ <u>各営業期間に係る資産運用報酬Ⅲとして、</u> 当該営業期間における「調整後税引前当期純利益」に「一口あたりの税引前当期純利益」を乗じた金額に、0.001%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て） 調整後税引前当期純利益とは、資産運用報酬Ⅲの対象となる営業期間における資産運用報酬Ⅰ、資産運用報酬Ⅱ及び資産運用報酬Ⅲ並びにこれらにかかる控除対象外消費税等を控除する前の税引前当期純利益（但し、繰越欠損金がある場合は、その全額を補填した後の金額）を意味する。但し、当該金額が1円を下回る場合は、1円とする。 一口あたりの税引前当期純利益とは、資産運用報酬Ⅲの対象となる営業期間における調整後税引前当期純利益を当該営業期間の決算期における発行済投資口の総数で除して得られる金額（1円未満切捨て）を意味する。なお、発行済投資口の総数については、本投資法人が当該決算期において未処分又は未償却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期における発行済投資口の総数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとし、<u>平成29年6月16日以降</u>に投資口につき併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総数は併合比率又は分割比率をもって併合前又は分割前の口数に調整された数とする。	(3) 資産運用報酬Ⅲ <u>各営業期間に係る資産運用報酬Ⅲは、以下のA及びBの値を合計した金額とする。</u> <u>A：</u>当該営業期間における「調整後税引前当期純利益」に「一口あたりの税引前当期純利益」を乗じた金額に、0.001%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て） 調整後税引前当期純利益とは、資産運用報酬Ⅲの対象となる営業期間における資産運用報酬Ⅰ、資産運用報酬Ⅱ及び資産運用報酬Ⅲ並びにこれらにかかる控除対象外消費税等を控除する前の税引前当期純利益（但し、繰越欠損金がある場合は、その全額を補填した後の金額）を意味する。但し、当該金額が1円を下回る場合は、1円とする。 一口あたりの税引前当期純利益とは、資産運用報酬Ⅲの対象となる営業期間における調整後税引前当期純利益を当該営業期間の決算期における発行済投資口の総数で除して得られる金額（1円未満切捨て）を意味する。なお、発行済投資口の総数については、本投資法人が当該決算期において未処分又は未償却の自己の投資口を保有する場合、当該決算期における発行済投資口の総数から保有する自己の投資口の数を除いた数をいうものとし、<u>2017年6月16日以降</u>に投資口につき併合又は分割が行われた場合には、併合又は分割が行われた営業期間以降の決算期における発行済投資口の総数は併合比率又は分割比率をもって併合前又は分割前の口数に調整された数とする。

現 行 規 約	変 更 案
	<u>B：当該営業期間（但し、2019年9月1日以降の営業期間に限る。）における「投資口の東証REIT指数比パフォーマンス」に当該営業期間における「時価総額」を乗じた金額に、0.1%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する料率を乗じて得られる金額（1円未満切捨て）</u> <u>投資口の東証REIT指数比パフォーマンスとは、資産運用報酬Ⅲの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出される数値を意味する。</u> <u><計算式></u> <u>本投資法人の投資口の東証REIT指数比パフォーマンス＝(a)－(b)とする。</u> <u>但し、(a)－(b)の上限値は+50%を上限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する値とし、また、(a)－(b)の下限値は－50%を下限として別途本投資法人と資産運用会社が合意する値とする。</u> <u>(a)：{（当該営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格（終値をいい、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値）をいう。以下本(3)において同じ。）－当該営業期間の直前の営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格＋当該営業期間の直前の営業期間における本投資法人の投資口1口当たりの分配金）÷前営業期間1ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格} ×100</u>

現 行 規 約	変 更 案
	(b)：{当該営業期間 1 ヶ月目の最終営業日における株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）が公表する東証REIT指数のうち配当込み指数（以下「東証REIT指数（配当込み）」という。）の最終価格÷前営業期間 1 ヶ月目の最終営業日における東証REIT指数（配当込み）の最終価格}×100 但し、東京証券取引所が東証REIT指数（配当込み）を公表しない等の理由により東証REIT指数（配当込み）の最終価格が得られない場合には、当該営業日の直近時点で公表されている東証REIT指数（配当込み）の算出方法に従い本投資法人が算出した数値を用いて、東証REIT指数（配当込み）の最終価格を算出するものとする。 時価総額とは、資産運用報酬Ⅲの対象となる本投資法人の各営業期間毎に、以下の計算式に従って算出された金額を意味する。 ＜計算式＞ 当該営業期間 1 ヶ月目の最終営業日における本投資法人の投資口の最終価格×当該営業期間 1 ヶ月目の最終営業日における発行済投資口数
(4) 取得報酬 (省略)	(4) 取得報酬 (現行のとおり)
(5) 譲渡報酬 (省略)	(5) 譲渡報酬 (現行のとおり)
(6) 合併報酬 (省略)	(6) 合併報酬 (現行のとおり)
2. (省略)	2. (現行のとおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員坂川正樹は、2019年5月19日をもって任期満了となりますため、2019年5月20日付で執行役員1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案において選任される執行役員の任期は、第1号議案による規約の変更が承認可決されることを条件として、投信法第99条第2項及び本投資法人の現行規約第17条第2項の定めを適用し、選任される2019年5月20日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員選任に関する本議案は、2019年4月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏 名 (生年月日)	略 歴		所有する 本投資法人 の投資口数
さか がわ まさ き 坂 川 正 樹 (1963年12月4日)	1986年4月 2002年6月 2006年4月 2008年4月 2009年4月 2010年4月 2012年4月 2013年4月 2014年4月 2017年4月 2017年5月 2018年4月 2019年4月	三菱地所株式会社入社 株式会社アスコットジャパン出向 同社 三菱地所株式会社 資産開発事業部 副長 (兼務) 株式会社アスコットジャパン 三菱地所株式会社 都市開発事業部 副長 (兼務) 三菱地所株式会社 都市開発事業部 副長 株式会社アスコットジャパン (兼務) 三菱地所株式会社 経営企画部 副長 同社 経営企画部 担当部長 同社 経営企画部 担当部長兼投資監理室長 同社 投資マネジメント事業部長 三菱地所投資顧問株式会社 常務取締役 本投資法人 執行役員 (現任) 三菱地所投資顧問株式会社 常務取締役物流 リート部長 三菱地所投資顧問株式会社 専務取締役物流 リート部長 (現任)	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三菱地所投資顧問株式会社の専務取締役物流リート部長であります。その他、執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、荒木康至を第一順位、武田和之を第二順位とします。

なお、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人の現行規約第17条第3項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠執行役員選任に関する本議案は、2019年4月15日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴		所有する 本投資法人 の投資口数
1	あら き やす し 荒 木 康 至 (1967年7月17日)	1992年4月 2010年4月 2012年4月 2015年4月 2017年4月 2018年4月 2019年4月	三菱地所株式会社入社 三菱地所投資顧問株式会社出向 同社 資産運用部 次長 同社 投資営業部 次長 同社 投資営業部 担当部長 同社 物流リート部長 同社 取締役投資営業部長 同社 常務取締役投資営業部長（現任）	0口

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴		所有する 本投資法人 の投資口数
2	たけ だ かず ゆき 武 田 和 之 (1967年 7 月 29日)	1991年 4 月 1995年10月 2003年 8 月 2004年 7 月 2006年10月 2009年 4 月 2011年 4 月 2012年 4 月 2014年 4 月 2017年 4 月 2019年 4 月	株式会社さくら銀行（現：株式会社三井住友銀行）入行 さくら投資顧問株式会社（現：三井住友アセットマネジメント株式会社） 出向 株式会社三井住友銀行 三菱地所投資顧問株式会社入社 同社 資産運用部次長 同社 ファンドマネジメント部次長 同社 ファンドマネジメント部兼資産運用部次長 同社 コンプライアンス部長兼内部監査部長 日本オープンエンド不動産投資法人 執行役員 三菱地所投資顧問株式会社 私募ファンド部長 同社 人事総務部長（現任）	0 口

- ・ 上記補欠執行役員候補者荒木康至は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している三菱地所投資顧問株式会社の常務取締役投資営業部長、武田和之は同社人事総務部長であります。その他、各補欠執行役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員齋藤創、深野章は、2019年5月19日をもって任期満了となりますため、2019年5月20日付で監督役員2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案において選任される監督役員の任期は、第1号議案による規約の変更が承認可決されることを条件として、投信法第101条第2項及び本投資法人の現行規約第17条第2項の定めを適用し、選任される2019年5月20日より、選任後2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴		所有する 本投資法人 の投資口数
1	さい とう そう 齋 藤 創 (1973年11月2日)	1999年4月	弁護士登録 西村総合法律事務所（現：西村あさひ法律事務所）入所	0口
		2005年9月	デベヴォイズ・アンド・プリンプトン法律事務所出向	
		2008年1月	西村あさひ法律事務所 パートナー	
		2012年1月	西村あさひ法律事務所 カウンセル	
		2012年4月	中央大学専門職大学院国際会計研究科兼任講師	
		2013年6月	株式会社セディナ債権回収 弁護士取締役（現任）	
		2014年7月	ジェイ・ウィル・パートナーズ株式会社 コンプライアンスオフィサー	
		2015年4月	創法律事務所 代表弁護士（現：創・佐藤法律事務所）（現任）	
		2015年6月	トパーズ・キャピタル株式会社 監査役（現任）	
		2015年8月	株式会社bitFlyer 取締役	
		2016年7月	本投資法人 監督役員（現任）	
		2017年1月	bitFlyer EUROPE S.A.（ルクセンブルク法人）Director	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴		所有する 本投資法人 の投資口数
2	ふかの あきら 深 野 章 (1976年6月13日)	2002年10月 2008年2月 2008年3月 2009年6月 2009年11月 2014年4月 2015年12月 2016年7月 2019年1月 2019年2月	新日本監査法人（現：EY新日本有限責任 監査法人）入所 日本橋総合事務所 代表取締役（現：株 式会社T&Aコンサルティング）（現任） 公認会計士深野章事務所 所長（現任） 税理士法人T&Aコンサルティング 代表 社員（現任） 大本山池上本門寺 監事（現任） 行政書士T&Aオフィス 所長（現任） iSキャピタル合同会社 代表社員兼業務 執行社員（現任） 株式会社東開製作所 監査役（現任） 本投資法人 監督役員（現任） 山本企業株式会社 取締役（現任） 高橋工業株式会社 監査役（現任）	0口

- ・上記各監督役員候補者と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- ・上記各監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員
の職務全般を監督しております。

参考情報

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。

以 上

投資主総会会場のご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階 602

電話 03-6888-8080 (代表)



交通 J R 「東京駅」八重洲北口改札口より徒歩2分

「東京駅」新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分

地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線

「大手町駅」 B7 出口階段より 1 階エントランス直結

※会場周辺の道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場は
ご遠慮願います。

※投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。